

# 令和7年度松本市サイクルツーリズムプロモーション動画制作業務委託仕様書

## 1 業務名

令和7年度松本市サイクルツーリズムプロモーション動画制作業務委託

## 2 業務の目的

松本市では、令和3年9月に松本市自転車活用推進計画を策定し、サイクルツーリズムの推進による観光まちづくりを目標の1つに掲げ、サイクリストをはじめとする自転車利用者の受入環境を整備しています。

また、長野県では、令和5年4月に長野県一周サイクリングルート「Japan Alps Cycling Road」のルートを公表し、国がサイクルツーリズム推進に資するルートとして指定する「ナショナルサイクルルート」を目指し、サイクリング環境の整備を進めています。

こうした中、国内外のサイクリストやアウトドアアクティビティに関心のある層の誘客のため、松本市のサイクリング環境や地域の魅力を戦略的にプロモーションする取組みの一つとして、認知度向上に繋がるプロモーション動画を制作するものです。

## 3 業務の期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

## 4 コンセプト

(1) メインターゲット層に訴求する市内のサイクリングルート上等の魅力あるスポットや景色の他、松本駅サイクルステーションや松本市サイクリストに優しい宿等、安心してサイクリングを楽しめる環境が整っていることを紹介し、滞在型観光をイメージさせる内容と構成であること。

(2) メインターゲット層は、国内外の30代～60代の男性で、ロードバイクやマウンテンバイク等を趣味として楽しむ者とする。

海外のメインターゲット国は、アメリカ、オーストラリア、台湾、タイを想定する。

ただし、トレンド等を踏まえ、異なるターゲットを提案できるものとする。

## 5 業務内容

受託者は、業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、サイクルツーリズムのプロモーション動画制作に係るすべての業務を行うものとする。

### (1) 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、動画台本（シナリオや構成、写真や絵コンテ等により制作イメージが具体的に分かるもの）を作成のうえ、発注者との協議を経て、内容を決定することとする。

なお、流行に左右されず複数年使用可能な内容とすること。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。

また、撮影期間が限られることから、春から初夏や冬季の映像・画像等について、必要に応じて既存の映像・画像等の使用を認める。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

ア 資料、素材の収集

イ 肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（YouTube等への動画公開、テレビ局等への提供・貸出を含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。

ウ 出演者がいる場合は出演者、協力者、撮影地への交渉、許可

エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

(3) 編集

ア 撮影した映像の加工、編集、音楽、テロップの挿入等の編集作業を行う。

イ 完成までに本市の内容確認及び修正指示の機会を都度設けることとする。

ウ 対象者に視聴されるよう最初の5秒程度で印象に残るような編集とする。

エ 言語により対象市場を特定しないよう動画内に音声は付けず、テロップは日本語と英語を表示すること。

(4) 制作本数及び再生時間

制作本数及び再生時間は、以下を基本とするが、提案により効果的な制作本数や再生時間とすることができるものとする。

再生時間	本数	アスペクト比	想定する発信媒体
30秒程度	1本以上	16:9及び9:16	国内向けのSNS動画広告
1分30秒程度	1本以上		海外向けのSNS動画広告
3分程度	1本以上	16:9	市公式YouTubeチャンネル

(5) 動画の要件

ア データの画質は4Kとする。

イ ファイル形式は、YouTubeやFacebook、Instagram等で再生可能な形式とし、画像・音声鮮明に視聴できる仕様にする。

ウ 各動画にYouTube掲載用サムネイルを制作する。

なお、サムネイルに文字を表示する場合には、「日本語版」「英語版」を制作すること。

(6) 成果品の納品

受託者は、業務の期間終了後、業務委託実施報告書と合わせて成果品を提出すること。

ア 提出物

(ア) 業務委託実施報告書

(イ) (4)の動画データ一式（USBメモリ等で納品）

イ 納品場所

松本市交通部自転車推進課

## 6 委託料の支払い

委託料は一括で支払うものとし、受託者は成果品を納品後、委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。

この場合において、適用する消費税率は業務完了日時点のものとする。

## 7 その他

- (1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。
- (2) 受注者は、松本市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、発注者に帰属するものとする。
- (7) 受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (8) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (9) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

## 8 担当

松本市交通部自転車推進課（倉科、竹内）

TEL：0263-34-3245

FAX：0263-34-3202

※組織改正または人事異動により担当者が変更となる場合があります。